

**（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所
建設基本計画**



令和 4 年 8 月

旭市

目 次

I 建設基本計画の策定にあたって

- 1 保育所の抱える課題と旭市立保育所再編計画・・・・・・・・・・ 1
- 2 中央第二保育所とゆたか保育所の現状・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 建物（園舎）・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 定員と利用児童数・・・・・・・・・・ 2

II 統合保育所整備の基本方針

- 1 統合保育所整備の5つの基本方針・・・・・・・・・・ 3

III 統合保育所整備の基本計画

- 1 施設の種類・・・・・・・・・・ 4
- 2 定員・・・・・・・・・・ 4
- 3 提供する保育サービス・・・・・・・・・・ 4
- 4 開所時期・・・・・・・・・・ 5
- 5 建設予定地・・・・・・・・・・ 5
- 6 建設予定地の都市計画・・・・・・・・・・ 6
- 7 建設予定地の敷地面積と航空写真・・・・・・・・・・ 6
- 8 園舎の構造・階数・・・・・・・・・・ 7
- 9 整備する施設・・・・・・・・・・ 7
- 10 現在の利用児童の入所について・・・・・・・・・・ 7
- 11 新規入所希望児童の入所について・・・・・・・・・・ 7
- 12 現保育所の取扱い・・・・・・・・・・ 7

IV 整備する施設の計画

- 1 園舎・・・・・・・・・・ 8
 - ア～オ 保育室共通・・・・・・・・・・ 9
 - ア 保育室（0・1歳児）・・・・・・・・・・ 9
 - カ 調乳室・・・・・・・・・・ 9
 - キ 遊戯室・・・・・・・・・・ 9
 - ク トイレ（3歳未満児用・沐浴室・洗濯室）・・・・・・・・・・ 9

ケ	トイレ（３歳以上児用）	９
コ	事務室（職員室）	１０
サ	職員休憩室・更衣室	１０
シ	相談室	１０
ス	トイレ（職員用・来客用）	１０
セ	調理関係室	１０
ソ	調理員関係室	１０
タ	倉庫（教材室）	１０
チ	その他	１１
2	屋外倉庫（物置）	１１
3	園庭	１１
4	駐車場	１１
5	その他の屋外施設	１１

V 事業スケジュール

1	統合保育所建設の流れ	１２
2	事業スケジュール表	１３

I 建設基本計画の策定にあたって

1 保育所の抱える課題と旭市立保育所再編計画

本市には公立保育所が13施設ありますが、そのうちの7施設の園舎は昭和50年代に建築されたものであり、建築から40年余りが経過して施設の老朽化が進んでいます。また、少子化による未就学児童数の減少に伴って保育所の利用児童数は年々減少しており、今後も減少傾向が続くことが見込まれることから、年齢に応じた保育や催し物などの実施が困難になる恐れがあります。加えて、財政的な面からもより効率的な保育所の運営が必要となります。

そのため、本市では平成27年度から平成29年度にかけて「旭市公立保育所在り方検討委員会」を設置し、その中で公立保育所の在り方について議論を重ね、取りまとめた意見を「旭市公立保育所在り方検討委員会報告書」として平成29年8月に市長へ提言致しました。

また、旭市公立保育所在り方検討委員会報告書での提言を踏まえ、令和3年度には「旭市立保育所再編計画策定懇談会」を設置して議論を重ね、懇談会での意見を反映した「旭市立保育所再編計画」を令和4年3月に公表したところです。

再編計画では、2施設ずつの統合を基本としており、施設の老朽化の度合いから中央第二保育所とゆたか保育所を第一弾として統合するものです。

2 中央第二保育所とゆたか保育所の現状

(1) 建物（園舎）

中央第二保育所とゆたか保育所の施設の状況は表1のとおりです。

どちらの保育所も建築から45年以上が経過して施設の老朽化が進んでおり、安全に利用児童の保育を行うためにも、早急な対応が求められています。

表1 施設の状況

	建築年月	構造／階	延床面積
中央第二保育所	昭和51年3月	鉄筋コンクリート造 平屋建て	618.05㎡
ゆたか保育所	昭和52年3月	鉄筋コンクリート造 2階建て	844.19㎡

(2) 定員と利用児童数

中央第二保育所とゆたか保育所の定員及び利用児童数は、表2のとおりです。利用児童数は定員の6割程度です。

また、過去5ヶ年の利用児童数の推移は表3のとおりで、利用児童数が減少していることが読み取れます。また、利用児童数の減少は今後も続くことが予想されます。

表2 定員と利用児童数（令和4年3月1日時点）

単位：人

	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
中央第二	85	4	4	9	8	11	14	50
ゆたか	90	2	9	10	11	12	12	56
合計	175	6	13	19	19	23	26	106

表3 過去5ヶ年の利用児童数の推移（各年度3月1日時点）

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央第二	71	75	66	56	50
ゆたか	72	70	70	68	56
合計	143	145	136	124	106



旭市立中央第二保育所



旭市立ゆたか保育所

Ⅱ 統合保育所整備の基本方針

1 統合保育所整備の5つの基本方針

（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所（以下、「統合保育所」と表記します。）の整備にあたっては、次に掲げる5つの基本方針に基づいて施設の整備を計画します。

（１）子どもたちにとって安全・安心な施設整備

子どもたちが保育所での日々の生活や遊びを安全・安心にできることを第一に、安全性・防災性・防犯性に優れた施設整備を行います。

（２）利用者に配慮した施設整備

ユニバーサルデザインを基本とし、利用児童や職員だけでなく保護者や来所者など、保育所に関わる全ての人が使いやすい施設整備を行います。

（３）環境にやさしい施設整備

SDGsの要素を取り入れ、省エネルギー等できる限り環境にやさしい施設整備を行います。

（４）ライフサイクルコストに優れた施設整備

建築後の園舎の維持管理や修繕等を考慮し、メンテナンスの手間やコストに優れた建築資材・建築設備やデザインを選択するなど、ライフサイクルコストに優れた施設整備を行います。

（５）新型コロナウイルス感染症等への対策に配慮した施設整備

手洗い場への自動水栓の設置や、保護者が園舎内に立ち入らずに児童の送迎が可能となるように保育室の配置を検討するなど、保育所内での新型コロナウイルス感染の拡大防止の視点を持って施設整備を行います。

Ⅲ 統合保育所整備の基本計画

1 施設の種類

現在の中央第二保育所・ゆたか保育所と同じく「認可保育所」として整備します。

2 定員

定員とその内訳は表4のとおりです。

表4 定員とその内訳

定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
120名	10名	15名	20名	25名	25名	25名

3 提供する保育サービス

提供する保育サービスは、表5のとおりです。

表5 提供する保育サービス

保育サービス	内 容 等
通常保育 (月～金曜日)	開所時間：月曜日～金曜日 7時15分～18時15分 ※但し、保育短時間認定児の利用は 8時00分～16時00分
土曜保育	現在、公立保育所で2施設（旭市立日の出保育所・中央第二保育所）に集約して実施している土曜保育について、中央第二保育所を引き継ぐ形で統合保育所にて実施。 開所時間：土曜日 7時15分～18時15分 ※但し、保育短時間認定児の利用は 8時00分～16時00分
延長保育	保育短時間認定児に対して以下の時間帯で延長保育を実施。 月曜日～土曜日 7時15分～ 8時00分 16時00分～18時15分

4 開所時期

令和7年4月1日の開所に向けて計画を進めていく予定です。

5 建設予定地

中央第二保育所とゆたか保育所との地理的な関係を考慮し、両保育所の間に位置する市有地を検討した結果、旭市青年の家跡地（旭市二の 5127 番地）を建設予定地として選定しました。旭市青年の家は令和4年度に解体し、解体後は更地となる予定です。

建設予定地の付近には、旭スポーツの森公園や旭市総合体育館などの公共施設があります。

ゆたか保育所から建設予定地までは、約 3km（車で約 6 分）、中央第二保育所から建設予定地までは、約 1km（車で約 3 分）の距離です。

保育所では、運動会や発表会などの行事の際に来所する保護者の駐車場の確保が課題となっておりますが、建設予定地では隣接する施設の駐車場を借用できるメリットもあります。

図1 建設予定地と現保育所の位置関係図



6 建設予定地の都市計画

建設予定地の都市計画は表6のとおりです。

表6 建設予定地の都市計画

都市計画区域	区域内
用途地域の指定	指定なし
建ぺい率（※1）	60%
容積率（※2）	200%

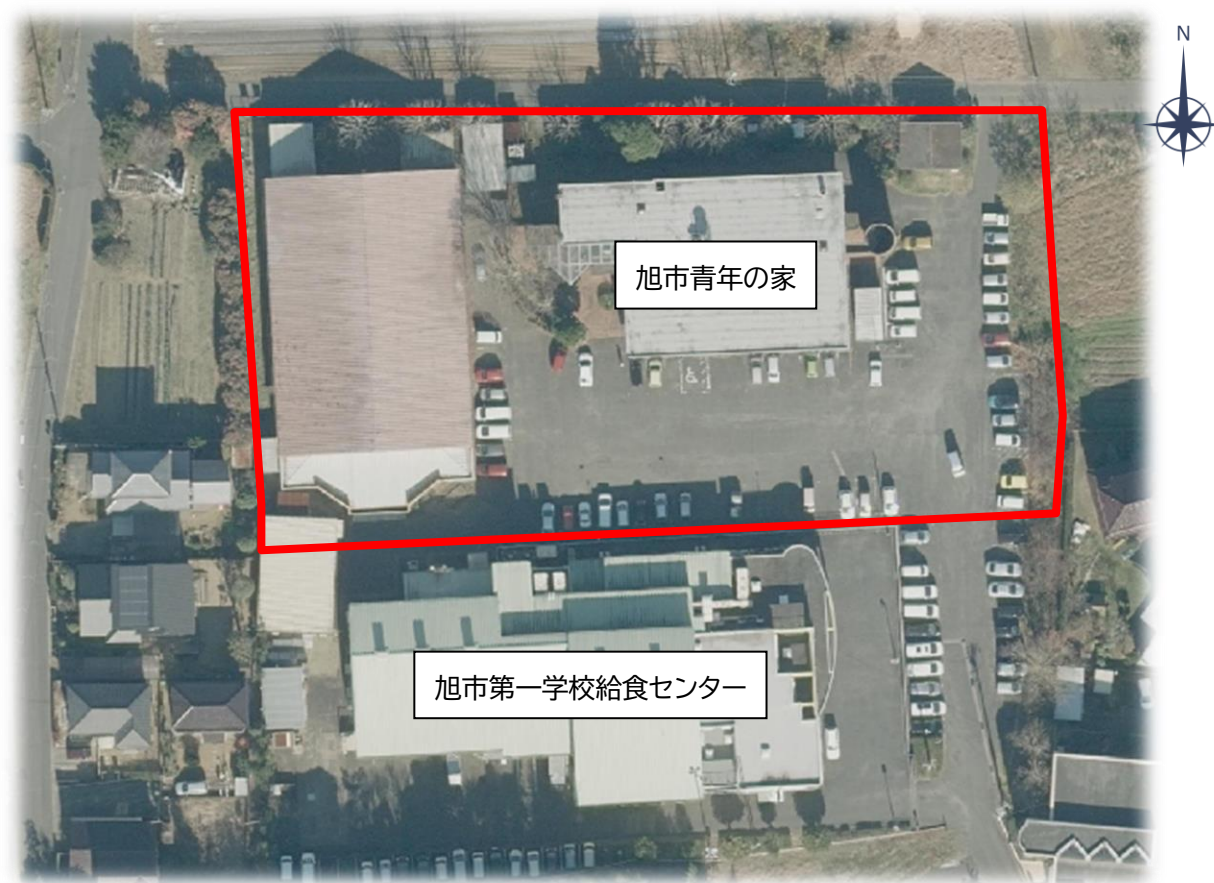
※1・・・建ぺい率とは、敷地面積に対する建築面積の割合

※2・・・容積率とは、敷地面積に対する延床面積（各階の床面積の合計）の割合

7 建設予定地の敷地面積と航空写真

建設予定地の敷地面積は、約6,000㎡です。東西に約100m、南北に約60mです。
航空写真は図2のとおりです。

図2 建設予定地の航空写真



8 園舎の構造・階数

統合保育所園舎の構造は、「鉄骨造」または「鉄筋コンクリート造」で計画しています。設計時に2つの構造を比較検討し、適した構造を採用します。

施設の利便性・安全性からも、平屋建てでの建設を計画しています。

9 整備する施設

保育所には、以下の施設の整備を予定しています。詳細は次ページからの「Ⅳ 整備する施設の計画」で記載します。

- 1 園舎 延床面積900～1,000㎡を想定
- 2 屋外倉庫（物置） 40㎡程度を想定
- 3 園庭（遊具や植栽を含む）
- 4 駐車場（職員用・保護者用）
- 5 その他の屋外施設 畑（100㎡程度を想定）・プール

なお、具体的な配置は、今後の設計で決定する予定です。

10 現在の利用児童の入所について

中央第二保育所及びゆたか保育所の在園児は、希望する場合は統合保育所の開所にあわせて統合保育所へ通所することが可能です。

11 新規入所希望児童の入所について

中央第二保育所及びゆたか保育所の在園児の統合保育所への通所児童数が確定した後、定員数まで新規入所希望者及び他の園からの転園希望者を受け入れます。

12 現保育所の取扱い

統合保育所の開所に伴い、中央第二保育所とゆたか保育所は、廃止となります。

保育所廃止後の跡地の利用については、旭市土地利用調整会議等で検討していきます。

IV 整備する施設の計画

以下に記載する施設の整備を計画しています。

(設計の結果、変更となる場合があります)

1 園舎

記号	室 名	面積基準	必要設備
ア	保育室（0・1歳児）	乳児室：1.65㎡／人 ほふく室：3.30㎡／人	手洗い場 園児用ロッカー 午睡用布団置場 収納（棚） 掃除用具入れ
イ	保育室（2歳児）	1.98㎡／人（遊戯室と合算）	
ウ	保育室（3歳児）		
エ	保育室（4歳児）		
オ	保育室（5歳児）		
カ	調乳室		
キ	遊戯室	1.98㎡／人 （2歳児～5歳児保育室と合算）	ステージ 収納
ク	トイレ（3歳未満児用） 沐浴室・洗濯室		手洗い場
ケ	トイレ（3歳以上児用）		手洗い場
コ	事務室（職員室） （医務スペースを兼ねる）		
サ	職員休憩室・更衣室		ロッカー
シ	相談室		
ス	トイレ（職員用・来客用）		手洗い場
セ	調理関係室 ・調理室（厨房） ・前室 ・検収室 ・食品保管庫		
ソ	調理員関係室 ・休憩室 ・更衣室 ・トイレ（調理員専用） ・洗濯室		ロッカー
タ	倉庫（教材室）		棚
チ	その他 ・玄関 ・廊下 ・テラス		靴箱 防犯カメラ

ア～オ 保育室共通

- ・園児が健やかに毎日を過ごせる場として、自然の光や風を感じられるように採光や通風に配慮する。
- ・手洗い場を設ける。
- ・園児のバッグや荷物などを収納するために、園児ひとりにつき1個のロッカーを設ける。
- ・午睡用の布団を収納するための置き場を設ける。
- ・保育関係用品を整理収納するための収納（棚）を設ける。
- ・保育士が事務仕事をするためのスペースや事務書類の収納場所を設ける。
- ・掃除用具入れを各保育室に設ける。

ア 保育室（0・1歳児）

- ・ほふくスペース（畳）を設け、乳児がのびのびと寝転んだり、ほふくして体全体の運動をしたり休息したりできるようにする。

カ 調乳室

- ・保育室（0・1歳児）に隣接して設ける。

キ 遊戯室

- ・屋内運動場としての利用の他、入所式、修了式、発表会などの行事を開催する場所としても利用する。
- ・ステージを設け、ステージには緞帳（舞台幕）を設置する。
- ・ステージ照明は、ステージ上の園児の顔が明るく照らされるように配置する。
- ・音響設備を設置する。
- ・パイプ椅子や運動器具（跳箱・マットなど）を収納するための収納を設ける。

ク トイレ（3歳未満児用）・沐浴室・洗濯室

- ・保育室（0・1歳児）及び保育室（2歳児）に隣接して設ける。
- ・便器は洋式便器とする。
- ・手洗い場を設ける。
- ・洗濯機置き場を設ける。
- ・掃除用具入れを設ける。

ケ トイレ（3歳以上児用）

- ・保育室（3歳児）に隣接して設ける。
- ・便器は洋式便器とする。
- ・トイレ内に職員用のブースも1ヶ所設ける。
- ・手洗い場を設ける。
- ・掃除用具入れを設ける。

コ 事務室（職員室）

- ・職員が事務仕事をしたり、簡単な職員会議を開催できるだけの広さを確保する。
- ・書類を収納するための棚を設ける。
- ・PCやプリンターなど、必要な事務機器を配置する。
- ・医務スペースを事務室内に設ける。

サ 職員休憩室・更衣室

- ・職員が休憩するためのスペースを設ける。
- ・職員が着替えるためのスペースを設ける。
- ・更衣室にはロッカーを配置する。

シ 相談室

- ・プライバシーに配慮しながら保護者からの相談等に応じられる相談室を設ける。
- ・職員同士の打ち合わせや面談、オンライン講習会など多目的な用途で利用可能なスペースとして整備する。

ス トイレ（職員用・来客用）

- ・職員用トイレ（女性職員の利用を想定）を設ける。
- ・多機能トイレ（女性職員の他に来客及び男性職員の利用を想定）を設ける。
- ・便器は洋式便器、便座は温水洗浄便座とする。

セ 調理関係室

- ・利用児童数120名＋職員数25名（想定）の合計145食分を調理するのに適した広さとする。
- ・食物アレルギーを持つ児童へ提供する除去食を調理するための場所を確保する。

ソ 調理員関係室

- ・調理員が休憩したり事務仕事をするための部屋を設ける。
- ・調理員が着替えるためのスペースを設ける。
- ・更衣室にはロッカーを配置する。
- ・調理員専用のトイレを設け、便器は洋式便器とする。
- ・調理員の白衣を洗濯するための洗濯機置き場及び物干しスペースを設ける。

タ 倉庫（教材室）

- ・保育所の様々な備品を置くための倉庫を設ける。
- ・紙芝居や画用紙などの保育教材を置くスペースを設ける。

チ その他

- ・玄関（職員用と来客用を兼ねる）を設け、玄関には靴箱を設ける。
- ・廊下は利用児童や職員がストレスなくすれ違える十分な広さとする。
- ・各保育室に面してテラスを設け、テラスには手洗い場及び利用児童用の靴箱を設ける。
- ・各部屋エアコン完備。
- ・各保育室、事務室、調理員室、遊戯室・相談室へはLAN配線を整備。
- ・防犯カメラを設置。

2 屋外倉庫（物置）

屋外で使用する物品を収納するために、屋外に倉庫を設ける。
広さは40㎡程度を想定している。

3 園庭

園庭（屋外遊技場）の整備基準は、3.30㎡／人（2歳以上児）となる。
運動会でかけっこやリレーなどを行うためのトラックを設ける。
園庭には、ブランコ・滑り台・鉄棒などの遊具や砂場の設置を計画する。
植栽を行う。

4 駐車場等

職員用の駐車場、保護者用の駐車場（来客用を兼ねる）、並びに駐車場利用のための通路部分を整備する。アスファルト舗装を想定している。

○職員用駐車場　：25台程度（配置想定職員数分）
○保護者用駐車場：40台程度

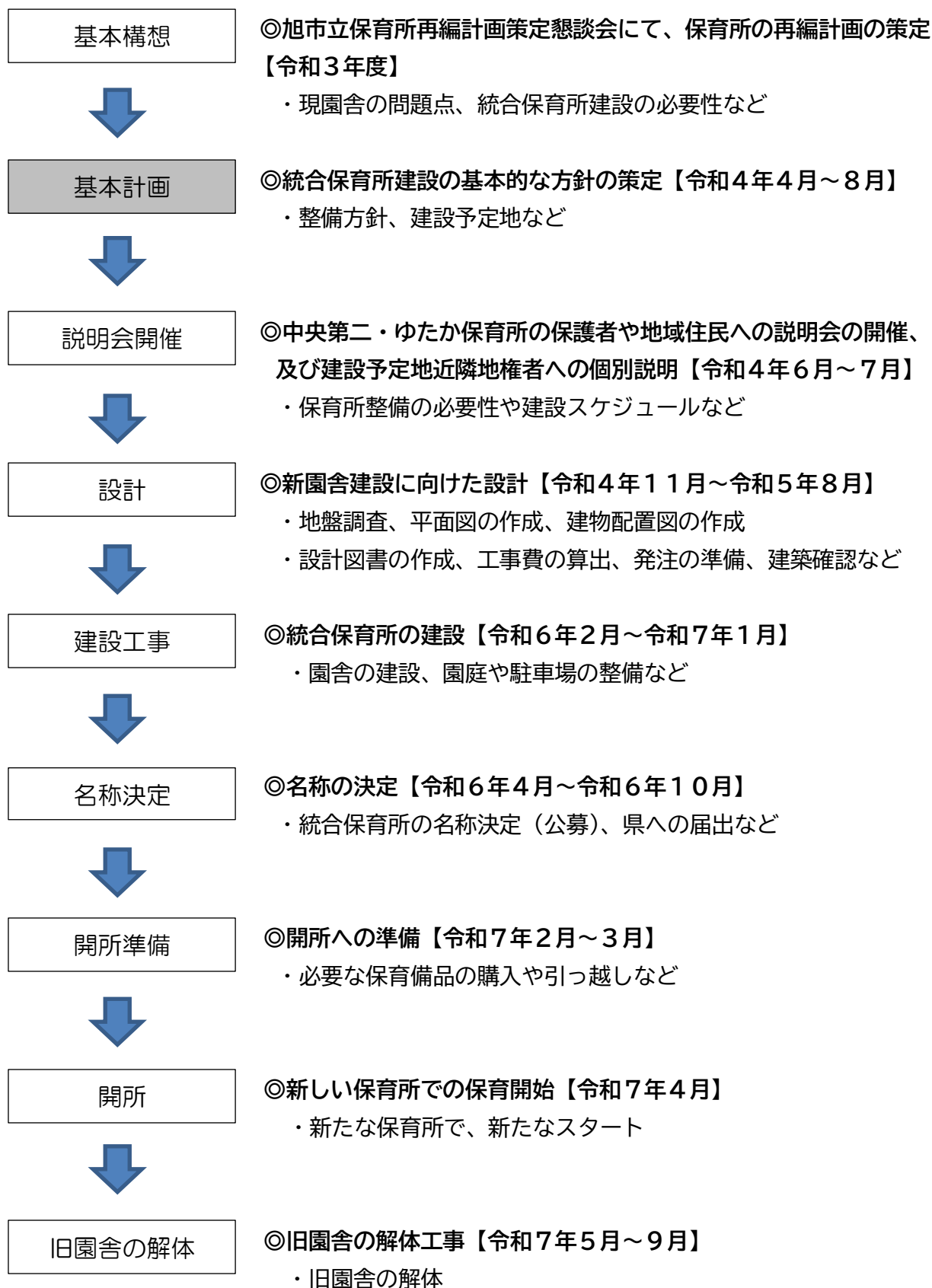
また、保育所に食材などを搬入する業者用の駐車場も設ける。（厨房の近くに配置することが望ましい）
駐車場と周辺道路の安全確保に努める。

5 その他の屋外施設

利用児童の食育のため、畑を設ける。
畑は、100㎡程度の広さを想定している。
夏のプール遊びのために、プールを設置するスペースを設ける。

V 事業スケジュール

1 統合保育所建設の流れ



2 事業スケジュール表

事業スケジュールの主な項目を表にすると、表7のとおりです。

表7 事業スケジュール表

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
建設基本計画の策定				
保護者・住民説明会の開催				
設計				
建設工事				
名称決定				
開所準備				
統合保育所開所			 4月1日開所	
旧園舎の解体工事				

(仮称) 中央第二・ゆたか統合保育所
建設基本計画

令和4年8月

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地
旭市子育て支援課

電話：0479-62-5313 ／ FAX：0479-64-1618

Mail：hoiku@city.asahi.lg.jp